

平成22年8月13日

株式会社 熊本ファミリー銀行

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	貸付債権		貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	223	5,093	955	25,347	1,611	43,407
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	129	3,638	555	19,646	934	34,059
うち、実行に係る貸付債権	57	2,018	402	14,741	735	28,405
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権(※1)	0	0	12	298	35	619
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	72	1,619	122	4,271	108	2,990
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	19	335	56	2,045
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	94	1,455	400	5,701	677	9,347
うち、実行に係る貸付債権	21	344	244	3,887	461	7,080
うち、謝絶に係る貸付債権(※2)	2	6	17	143	30	265
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	1	1	7	62	8	68
うち、審査中の貸付債権	71	1,104	119	1,471	125	1,263
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	20	199	61	738

注)平成22年6月末時点の謝絶に係る貸付債権(※1・※2の計65件/884百万円)には、申込日から3ヶ月以内に実行に至らなかったため「みなし謝絶」としているものが21件/156百万円含まれております。

平成22年8月13日

株式会社 熊本ファミリー銀行

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第4条に基づく措置の実施状況

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	貸付債権		貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	53	912	206	5,745	392	10,327
うち、実行に係る貸付債権	12	401	156	4,384	300	7,822
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	4	108	12	291
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権	0	0	3	104	11	287
うち、審査中の貸付債権	41	510	40	1,184	58	1,187
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	6	67	22	1,026

平成22年8月13日

株式会社 熊本ファミリー銀行

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第5条に基づく措置の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(金額の単位:百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末	
	貸付債権		貸付債権		貸付債権	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	47	576	173	2,053	234	2,737
うち、実行に係る貸付債権	0	0	31	408	105	1,297
うち、謝絶に係る貸付債権(※)	0	0	2	25	18	200
うち、審査中の貸付債権	46	553	105	1,158	57	599
うち、取下げに係る貸付債権	1	22	35	460	54	640

注)平成22年6月末時点の謝絶に係る貸付債権(※18件/200百万円)には、申込日から3ヶ月以内に実行に至らなかったため「みなし謝絶」としているものが16件/187百万円 含まれております。